

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月十三日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十八号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	市町	第二条（略）	市町
九の二（略） (1)―(78)（略） (79) 省令第四十四条の二第八項の規定による保安検査証の交付付 (80)―(82)（略）	（略）	九の二（略） (1)―(78)（略） (79) 省令第四十四条の二第四項の規定による保安検査証の交付付 (80)―(82)（略）	（略）
二十の二（略） (1)―(8)（略） (9) 法第九条第三項（法第九条の三第十一項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。）及び法第九條の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の変更（軽微な変更を含む。）又は廃止、休止若しくは再開の届出の受付 (10)―(12)（略）	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（坂町及び安芸太田町については、 ⁴¹ に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）	二十の二（略） (1)―(8)（略） (9) 法第九条第三項（法第九条の三第十一項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。）及び法第九條の三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の変更（軽微な変更を含む。）又は廃止、休止若しくは再開の届出の受付 (10)―(12)（略） (13) 法第九条第七項の規定による欠格事項に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当した場合の届出の受付	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（坂町及び安芸太田町については、 ⁴² に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）
(20) (13)―(19)（略） 法第九条の三第三項（法第九條		(21) (14)―(20)（略） 法第九条の三第三項（法第九條	

⁽⁵¹⁾⁽⁴⁶⁾⁽⁵⁰⁾ (略) (1)から⁽⁵⁰⁾までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で	⁽⁴⁵⁾⁽³⁴⁾⁽⁴⁴⁾ (略) 法第二十一条の二第一項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。⁽⁴⁶⁾において同じ。）	⁽³³⁾⁽²⁶⁾⁽³²⁾ (略) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除（知事が指定した区域に係るものを除く。⁽³⁴⁾から⁽³⁹⁾まで及び⁽⁴²⁾において同じ。）	⁽²⁵⁾ 法第九条の三十第十項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令	⁽²⁴⁾ 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第九条の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知	⁽²³⁾ 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第九条の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令	⁽²²⁾ 法第九条の三第八項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更の届出の受付	⁽²¹⁾ 法第九条の三第四項ただし書（法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知
--	---	---	--	--	---	--	---

⁽⁵²⁾⁽⁴⁷⁾⁽⁵¹⁾ (略) (1)から⁽⁵¹⁾までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で	⁽⁴⁶⁾⁽³⁵⁾⁽⁴⁵⁾ (略) 法第二十一条の二第一項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。⁽⁴⁷⁾において同じ。）	⁽³⁴⁾⁽²⁷⁾⁽³³⁾ (略) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除（知事が指定した区域に係るものを除く。⁽³⁵⁾から⁽⁴⁰⁾まで及び⁽⁴³⁾において同じ。）	⁽²⁶⁾ 法第九条の三十第十項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令	⁽²⁵⁾ 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第九条の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知	⁽²⁴⁾ 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第九条の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令	⁽²³⁾ 法第九条の三第八項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更の届出の受付	⁽²²⁾ 法第九条の三第四項ただし書（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知
--	---	---	--	--	---	--	---

あつて別に規則で定めるもの	三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(2)、第二十号の二(13)、(14)、(18)、(20)、(23)、(25)、(39)、(42)及び(46)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十三号の五(15)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二
	(略)
あつて別に規則で定めるもの	三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(2)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十三号の五(15)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二
	(略)

⁽⁵¹⁾ 法第三十九条の十第一項の規定による認定高度保安実施者の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受付	
⁽⁵²⁾ 法第三十九条の十二の規定による認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求	⁽⁵²⁾ 法第三十九条の十一第二項の規定による保安検査の記録の届出の受付
⁽⁵³⁾ ⁽⁷⁴⁾ (略)	⁽⁵³⁾ 法第三十九条の二十一第一項の規定による認定高度保安実施者の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受付
	⁽⁵⁴⁾ 法第三十九条の二十三の規定による認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求
	⁽⁵⁵⁾ ⁽⁷⁶⁾ (略)

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条 (略)	事務	第二条 (略)	事務
十九の二 (略) (1) (62) (略)	市町	十九の二 (略) (1) (62) (略)	市町
(63) 法第一百八条の六第一項 (同条第五項の規定により準用する場合を含む。)の規定による第二種市街地再開発計画に係る管理処分計画の認可 (再開発会社が施行するものに限る。)	(略)	(63) 法第一百八条の六第一項 (同条第四項の規定により準用する場合を含む。)の規定による第二種市街地再開発計画に係る管理処分計画の認可 (再開発会社が施行するものに限る。)	(略)
(64) (102) (略)		(64) (102) (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和八年十二月二十一日
- 二 第三条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 (令和八年法律第二十三号) 附則第一条第二号に規定する政令で定める日